

## エネルギー多量消費事業者に対する届出制度について

### 1. 届出制度の概要

- ・ H18（2006）年度からエネルギー多量消費事業者（特定事業者）を対象に、温室効果ガス排出抑制対策等についての届出制度を実施

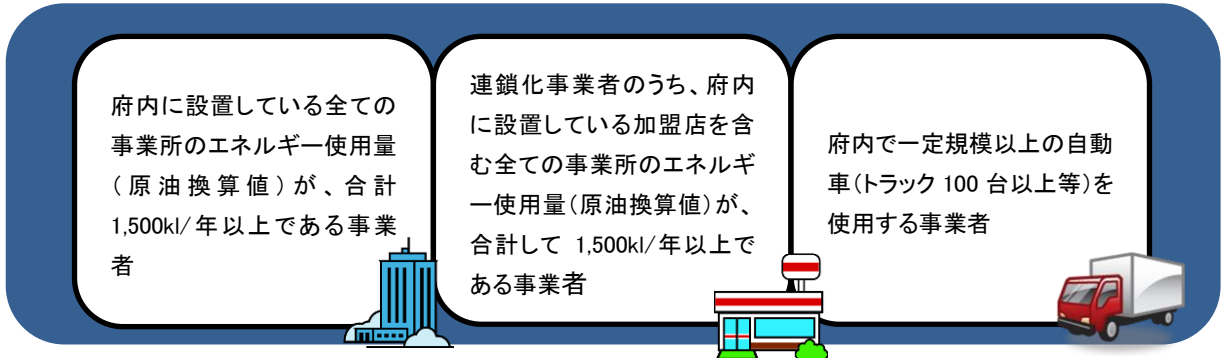


図1 特定事業者の要件

- ・ 排出抑制対策や削減目標、燃料種別のエネルギー使用量を記載した対策計画書（3年毎）や毎年度の実績報告書の届出を義務付け
- ・ 府温暖化対策指針に基づき、削減目標の目安として3年間の計画期間の最終年度で基準年度から3%以上の削減（排出量ベース又は原単位ベース）を求め、計画的な取組みを指導するとともに、必要に応じて立入調査を実施
- ・ 事業者毎の届出の概要はホームページ上で公表。また、H28から評価制度を導入し、対策計画書の評価結果が優良な事業者をホームページ上で公表

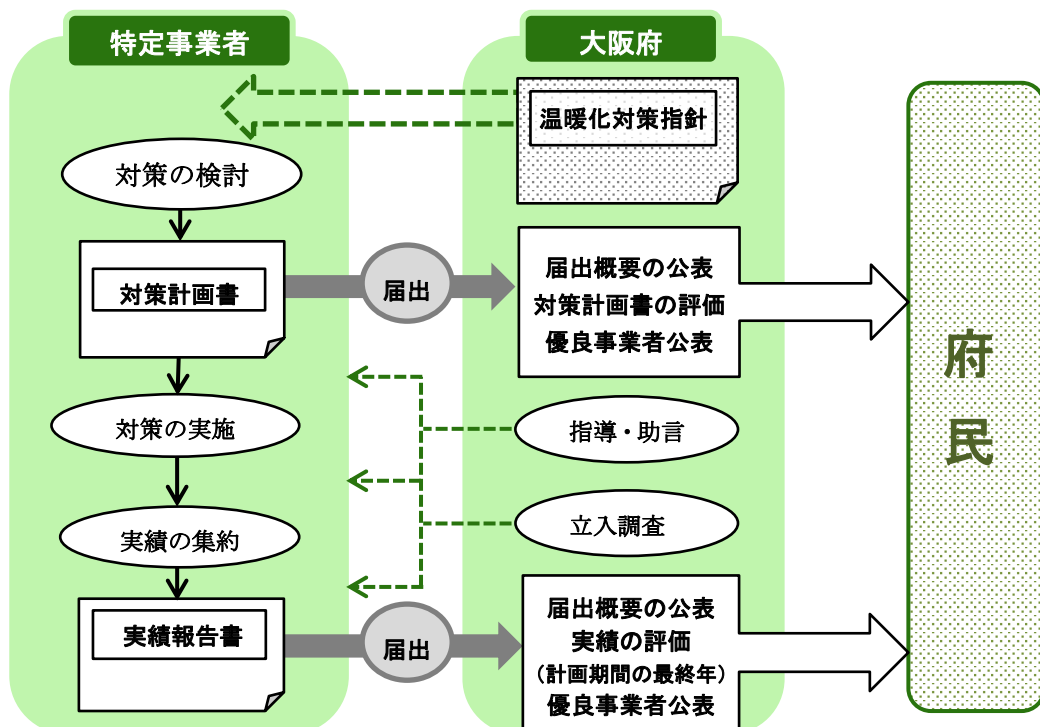


図2 届出制度の概要

## 2. 特定事業者の排出削減状況

- ・排出される温室効果ガスの9割超を占めるのが二酸化炭素。  
二酸化炭素の排出量のうち9割超がエネルギー起源である。
- ・2018年度の特定事業者のエネルギー消費量（1次エネルギーベース）は、産業部門が211PJ、業務部門が122PJであり、それぞれ、産業部門全体の約8割、業務部門全体の約4割を占めている。（2018年度の特定事業者全体では333PJであり、産業・業務部門全体の596PJのうち、約6割を占めている。）  
（特定事業者のエネルギー消費量から自動車由来を除いて算出）

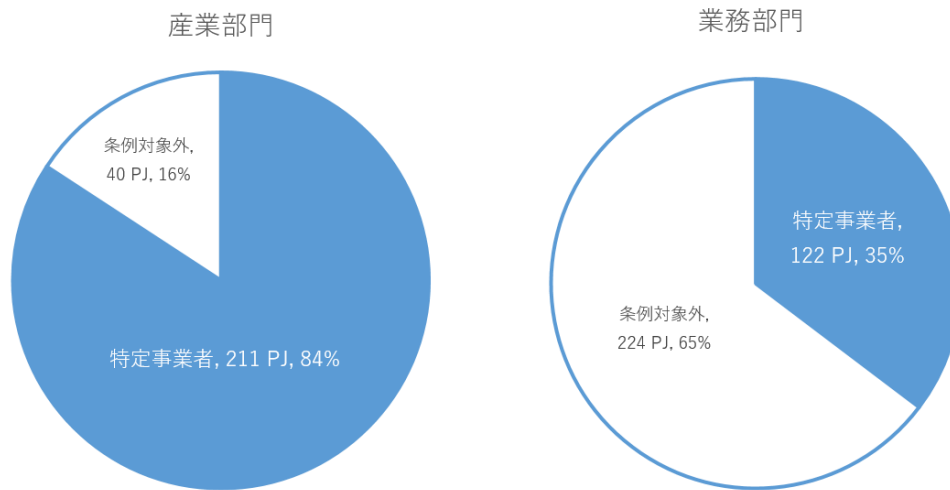


図3 特定事業者の産業・業務部門内でのエネルギー消費量割合

表 特定事業者における温室効果ガス排出量の削減状況（2019年度実績）

計画期間	届出数	基準年度 排出量 〔万トン〕	2019年度 排出量 〔万トン〕	基準年度 からの削減量 〔万トン〕	基準年度 からの 削減率
2019年度から 2021年度まで	160	220.6 (241.9)	229.8 (251.8)	-9.3 (-9.8)	-4.0% (-3.9%)
2018年度から 2020年度まで	559	1,568.1 (1653.2)	1,535.3 (1608.3)	32.8 (45.0)	2.1% (2.7%)
2017年度から 2019年度まで	89	238.8 (251.4)	189.0 (200.2)	49.8 (51.2)	20.9% (20.4%)

※四捨五入の関係で、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

※（ ）は平準化補正後の値。

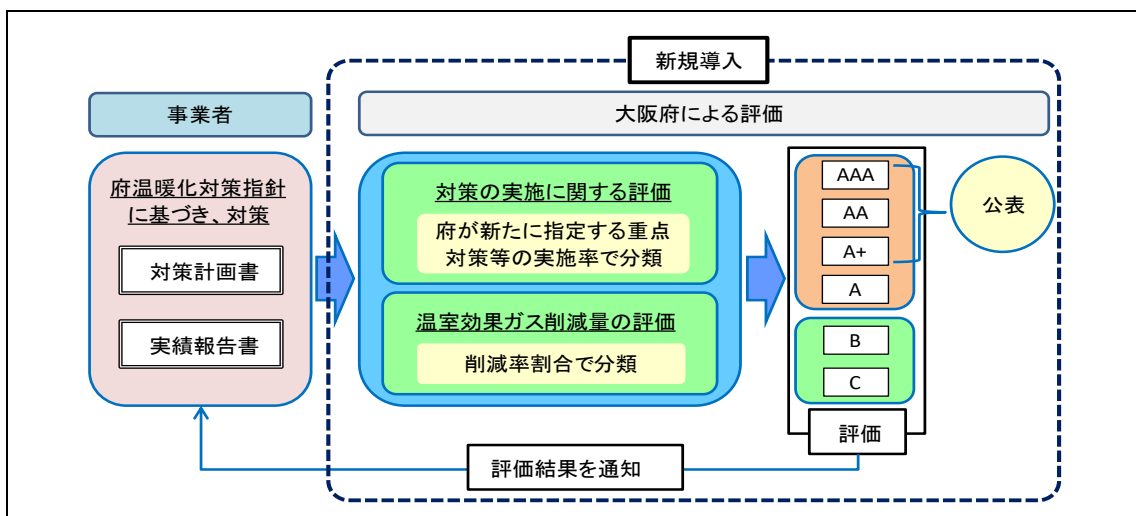
# 評価制度について

大阪府では、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき、「対策計画書」や「実績報告書」の届出、府による公表等により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を促進し、温暖化の防止・緩和を図っている。

これまでも温室効果ガス排出量の削減が図られているが、より一層の削減を行う必要があることから、事業者の省エネ・省CO<sub>2</sub>の取組みを促進するため、対策の実施状況や温室効果ガス削減率を総合的に評価する「評価制度」を導入、H28年度から実施している。

## ◎評価制度の概要

特定事業者から提出された対策計画書や実績報告書を、大阪府が評価し、評価結果を通知するとともに、評価結果が優良である事業者については公表。



## ◎評価方法

### 【重点対策の実施率による評価】

該当対策数に対する実施率

$$\text{実施率 (\%)} = \frac{\text{重点対策の実施数 (最大 41)}}{\text{重点対策の該当数 (最大 41)}} \times 100$$

重点対策実施率と温室効果ガスの削減率をもとに、以下の基準に基づき評価。

評価	(i) No. 1～41 の重点対策実施率	(ii) 削減率 (3年間)	(iii) 平準化補正後の削減率 (3年間)	評価の考え方	表彰	公表	通知
AAA	95%以上	6%以上	3%以上	(i)95%以上、(ii)6%以上、(iii)3%以上	○	○	○
AA	90%以上	3%以上		評価 AAA 以外で、(i)90%以上、(ii)(iii)3%以上		○	○
A+	80%以上	3%以上		評価 AAA、AA 以外で、(i)80%以上、(ii)(iii)3%以上		○	○
A		—	—	評価 AAA、AA、A+以外で、(i)80%以上			○
B	60%以上 80%未満	—	—	(i)60%以上 80%未満			○
C	60%未満			(i)60%未満、もしくは重点対策No.1～4の実施率100%未満			○

重点対策No. 1～4の実施率が100%未満の場合は、他の実施状況に関わらずC評価とする。

表 重点対策一覧

No	項目	評価項目	No	項目	評価項目
1	届出対応、 体制の整備	大阪府温暖化防止条例の届出における対応	22	設備の管理・運用	給湯設備の適正管理
2		機器管理台帳の整備	23		コージェネレーション設備の効率管理
3		エネルギー使用量の把握、管理	24		コンプレッサの吐出圧の適正化
4		推進体制の整備	25		コンプレッサの吸気温度管理
5		ピークカット、ピークシフト対策の実施	26		コンプレッサの空気配管図の整備
6		オーナー・テナント対策の実施	27	自動車の管理・運用	エコドライブの励行
7	ボイラーの空気比の適正管理	28	自動車の適正な維持管理		
8	ボイラーの効率管理	29	自動車の燃料使用量等の把握		
9	設備の管理・運用	ボイラーの圧力・温度の管理	30	省エネ機器等の導入	高効率な照明設備の導入
10		蒸気配管のバルブ等の保温	31		高効率な高輝度放電ランプの導入の効率化
11		熱源設備における空気比の適正管理	32		高効率機器の導入
12		熱源設備の効率管理	33		エネルギー管理システムの導入
13		熱源設備の冷水出口温度管理	34		太陽光発電の導入
14		空調機の室内温度の適正管理	35	エコカーの導入	
15		空調機の外気導入量の適正管理	36	府が推進する排出抑制	カーボン・オフセットの実施
16		空調機のフィルターの定期的な清掃	37		省エネ診断の受診等
17		温度検出器の適正配置	38		環境配慮製品の開発・製造
18		照明の運用管理	39		ヒートアイランド対策の実施
19		ポンプの流量管理の評価	40	選択項目	計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減
20	ファン、ブロー風量管理の評価	41	事業者独自の取組み		
21		地下駐車場の換気管理			

## <令和2年度の対策計画書の概要と評価実施結果>

○R2年度は、88者から、R2～R4を計画期間とする対策計画書の届出を受理

○対策計画書に基づく削減量

	事業者数	基準年度 (R1) 排出 量 〔万トン〕	目標年度 (R4) 排出 量 〔万トン〕	基準年度からの 削減量〔万トン〕 (削減率〔%〕)
産業部門	33	154.1	186.4	-32.3 (-21.0%)
民生(業務)・運輸部門	54	69.9	68.1	1.8 (9.1%)
合計	87	224.0	254.4	-30.4 (13.6%)

○対策計画書の評価

重点対策実施率と、計画期間における目標削減率（平準化含む）により、総合評価を行った。評価結果は下表のとおり。重点対策実施率80%以上の事業者（評価A以上）は全体の85%であった。

	事業者数	評価					
		AAA	AA	A+	A	B	C
産業部門	33	0	14	11	3	5	0
民生(業務)・運輸部門	54	0	22	22	1	8	1
合計	87	0	36	33	4	13	1